

第3節 地域別環境行動指針

1 基本的な考え方

本市は、標高 35 ～ 100 メートルの丘陵が西部一帯に細長く横たわり、市の中心部に住宅街が形成され、東部において農地が多くなっています。

また、西国街道の名残として、寺戸町、向日町付近には古いまちなみが見られ、国道沿いでは、交通利便性を生かした工場・物流関連の施設が集積しています。

この地域別環境行動指針では、市民、事業者、市、民間団体に対し、このような本市の地形的特性や社会的特性を踏まえながら、第5次向日市総合計画に示された土地利用基本構想に従って、各ゾーンにおける環境への配慮を示します。



向日市の土地利用基本構想
(第5次向日市総合計画より)

2 行動指針

(1) 居住地ゾーン

■ 土地利用の方針

既存の住宅地を中心とする住居地ゾーンは、ゆとりある空間を確保し、防災機能を整備することにより、市民が安全・快適に生活できる住環境の形成、誘導を図ります。

■ 目指す方向

周辺の自然環境資源や街中の歴史的環境資源を生かし、快適で良好な都市住環境の形成を図ります。

■ 配慮事項

- ・家の周りや身近な場所に緑を増やし、快適な居住空間を創出します。
- ・川や水路に沿って緑を増やします。
- ・生垣などの緑を増やします。
- ・地域内に数多く植えられている木（桜など）を生かした住宅地の景観形成を進めます。

(2) 田園緑地ゾーン

■ 土地利用の方針

市街化調整区域の農地は、生産・環境・防災面と都市の貴重なオープンスペースとして活用・保全します。

また、鉄道駅周辺や産業ゾーンに隣接する区域など、ポテンシャルの高い地域においては、まちの活性化に向けた都市的な利用も検討します。

■ 目指す方向

農地が自然環境に果たす役割を重んじ、可能な限り農地の保全に努めるとともに、都市的土地利用を行う場合にも自然環境への十分な配慮に努めます。

■ 配慮事項

- ・都市近郊農業と環境・防災面における都市の貴重なオープンスペースとして保全に努め、生物の多様性に配慮した空間にします。
- ・休耕地に草花を植え、美しい田園環境を育みます。
- ・周辺の環境の負荷に配慮した農薬の使用に努めます。
- ・休耕地を利用して、ひまわりなどを栽培したり、市民農園を開設して、市民が自然とふれあえるようにします。
- ・有機栽培を推進し、化学肥料の使用を控えます。

(3) 丘陵緑地ゾーン

■ 土地利用の方針

西ノ岡丘陵一帯を中心とするこの地域には竹林などが広がっており、本市における唯一の自然環境にふれあえる場であるため、これらを丘陵緑地ゾーンと位置付け、豊かな自然緑地を保全するとともに、市民レクリエーションの場としての活用を図ります。

■ 目指す方向

竹林をはじめとする自然環境を保全し、たけのこや竹文化の情報発信、市民レクリエーションの場としての活用など、市民が自然にふれあえる場として活用を図ります。

■ 配慮事項

- ・ 孟宗竹をはじめ、西ノ岡丘陵の環境の保全に努めます。
- ・ 西ノ岡丘陵一帯を自然にふれあえる場として生かします。
- ・ 緑や生き物の生息空間を守り、それらとのふれあいを大切にします。
- ・ ブラックバスなどの外来種を放流しません。
- ・ 不法投棄をみんなで監視します。
- ・ 古墳などの文化財を生かした整備を行います。
- ・ 竹林などの植生を生かした遊歩道ネットワークを形成します。
- ・ 市民が整備や管理に参画できる仕組みづくりを推進します。

(4) 産業ゾーン

■ 土地利用の方針

国道 171 号沿道や市南部においては、工業・物流関連の事業所が集中して立地していることから産業ゾーンとして位置付け、工業・流通業の集積地としての環境整備と産業機能の強化を図ります。

■ 目指す方向

事業活動による環境負荷をできる限り抑え、周辺の住環境と調和した工業地域としての環境を整備します。

■ 配慮事項

- ・ 騒音や振動、悪臭などについて対策を講じ、周辺の環境と調和できるように配慮します。
- ・ 深夜の大型車の出入りはなるべく避けます。
- ・ 敷地内の緑化などを進め、周辺環境との調和を図ります。
- ・ 工場、事業所内から出る化学物質や廃棄物について適正な処理を行います。
- ・ 各事業所から排出される廃棄物の再資源化を検討し、ごみの排出量を減らします。
- ・ 太陽光発電設備など再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(5) 新市街地ゾーン

■ 土地利用の方針

京都市との境界付近における阪急電鉄洛西口駅、JR 桂川駅間に位置する市北部の新市街地を中心とする地域は、広域的な商業・業務機能や居住機能、文教機能など複合的な都市機能を持った新たな市街地を形成します。

■ 目指す方向

オープンスペースの確保や緑化を推進し、周辺環境との調和を図りながら、にぎわいとうるおいのある市街地景観の形成を進めます。

■ 配慮事項

- ・複合的な都市機能を適切に配置し、環境負荷の少ない新たな魅力ある都市空間の整備を誘導します。
- ・周辺の農業環境に留意し、日照や通風に配慮します。
- ・雨水浸透柵や透水性舗装を用いて、雨水の地下浸透の促進を図ります。